

2013年12月4日

文部科学大臣  
下村 博文 様

全日本教職員組合  
中央執行委員長 北村 佳久

教職員の長時間過密労働を解消するため、  
給特法の改正をはじめとした実効ある施策の実施を求める要求書

全教が昨年10月に実施した勤務実態調査では、「教諭等」の持ち帰り仕事を含む時間外勤務時間が、平均95時間32分にもものぼることが明らかになりました。厚労省が明らかにしている月80時間の過労死ラインを超えており、まさに一刻も放置できない状況にあることを示しています。教職員が健康で生き生きと教育に専念できることは、子どもたちにとっての重要な教育条件です。もちろん教職員のいのちと健康を守るためにも欠くことができません。文科省が2006年度に実施した勤務実態調査でも教職員の時間外労働の実態は明らかであり、教職員の長時間労働解消のためには、抜本的な定数改善を行うとともに、教職員の無定量な時間外勤務の温床となっている給特法の改正を全教は強く求めるものです。

文部科学省に対し、わたしたちは子どもたちの教育と教職員をめぐる実態をふまえ、下記の要求の実現を強く求めます。

記

- 1、文科省の責任において教育職員の時間外勤務の実態を明らかにするとともに、その解消についての方針と具体的な施策を示すこと。
- 2、教育職員の時間外勤務の歯止めにならないばかりか、長時間労働の事実を隠ぺいする役割さえ果たしている給特法を以下の観点をふまえて改正すること。
  - ① 「教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合は、政令で定める基準に従い条例で定める場合に限るものとする」としている給特法第6条および、第6条の規定にある「原則として時間外勤務を命じないものとする」とした政令を堅持すること。
  - ② 教育職員の勤務時間管理が服務監督権者の責任であることを明文化し、各学校における校長による勤務時間管理を制度化すること。
  - ③ 法律および政令・規則で、限定4項目の場合も含め、週当たりの実労働時間の上限を規定すること。
  - ④ 実労働時間が法定労働時間を超えた場合には、労働基準法第37条に準じて計算した時間外勤務手当を支払う旨の規定を設けること。また、そのための予算を政府・文科省の責任で確保すること。
  - ⑤ 教職調整額については、現実に勤務した時間に対する事後的な精算という性格の賃金の一部支給と見て、これを超える時間外労働があった場合には精算すること。
  - ⑥ 5年毎に教育職員の勤務実態調査を実施すること。

以上